

地方公共団体の調達における中小企業者の 受注機会の確保等について



総務省

総務省自治行政局

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（通知）

総行第 258 号
令和 2 年 10 月 2 日

各都道府県知事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 8 条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めていただいているところですが、本年 10 月 2 日に「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について（令和 2 年 10 月 2 日付 20200930 中第 6 号 各都道府県知事あて経済産業大臣通知）等により、各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されているところですが、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなるものです。

基本方針を踏まえた入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は下記のとおりですので、各都道府県においては、関係法令及び基本方針に基づき、適切に対応するとともに、貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標の見直しに関する事項（基本方針 第 1「2」関係）

官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努め、かつ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、これまで以上に配慮する観点が必要であること。また、新規中小企業者の契約比率については、平成 27 年度以降の契約実績の平均を踏まえ、国等全体として概ね倍増の 3% を目指すものとされていること。

2. 新型コロナウイルス感染症関連の措置事項の活用（基本方針 第 2「3」関係）

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更等の措置事項の活用を図ること。

3. 地方公共団体と連携した「働き方改革」に対応する取組に関する事項（基本方針 第 2「5」(9)、「6」(5)、「8」(3)、第 3「1」(3) 及び「2」(2) 関係)

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること。

これは、「都道府県中小企業者調達推進協議会」、「官公需確保対策地方推進協議会」、「地域発注者協議会」等の場を通じて、「働き方改革」に対応するそれぞれの取組について、地方公共団体と連携することを求めるものであること。

4. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第 2「6」(6) 関係)

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること。

5. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第 2「8」関係)

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する等、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

6. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項（基本方針 第 3「1」(3) 関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

7. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第 2「1」、「2」、「6」(4) ③及び(7) 関係)

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業者の適切な評価及び適切な予定価格の作成や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮等、災害関連の措置事項のなお一層の活用を図ること。

地方公共団体の予算執行について

【地方公共団体の会計年度】

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる
(地方自治法第208条第1項)

○例えば、当初予算を受けた公共工事は4月から6月にかけて入札、発注。実際に着工するのは7月から9月となることが一般的であり、工期は年度末に設定。

【地方公共団体(発注者)】

- ・発注時期が集中することにより、入札不調や不発注がおこる
- ・発注の事務作業が集中するため職員へ負担が大きい

【事業者(受注者)】

- ・業務量の偏りが生じることで、閑散期は仕事が不足し、一方、繁忙期においては仕事量が過大となり、長時間労働となる。

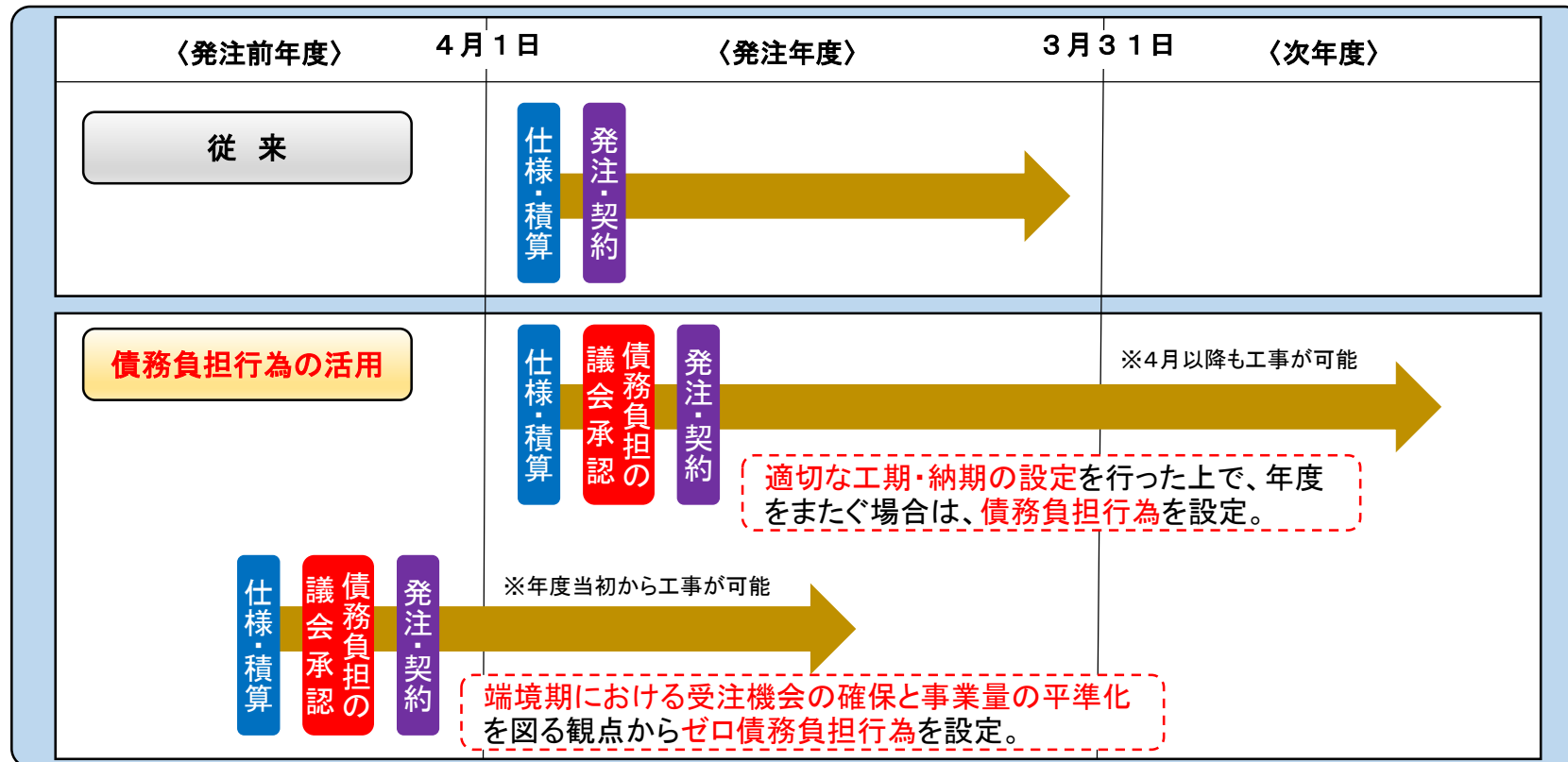


地方自治法では、**債務負担行為**や**繰越明許費**などの制度があり、これを活用することで発注の平準化を図ることが可能。

平準化に関する地方自治制度①

債務負担行為

- 地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為について、その事項、期間、限度額を予算の内容としてあらかじめ定めておくもの。年度当初に事業が少なくなることや、業務の履行期限が年度末に集中することを避けるために活用することが可能。



○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

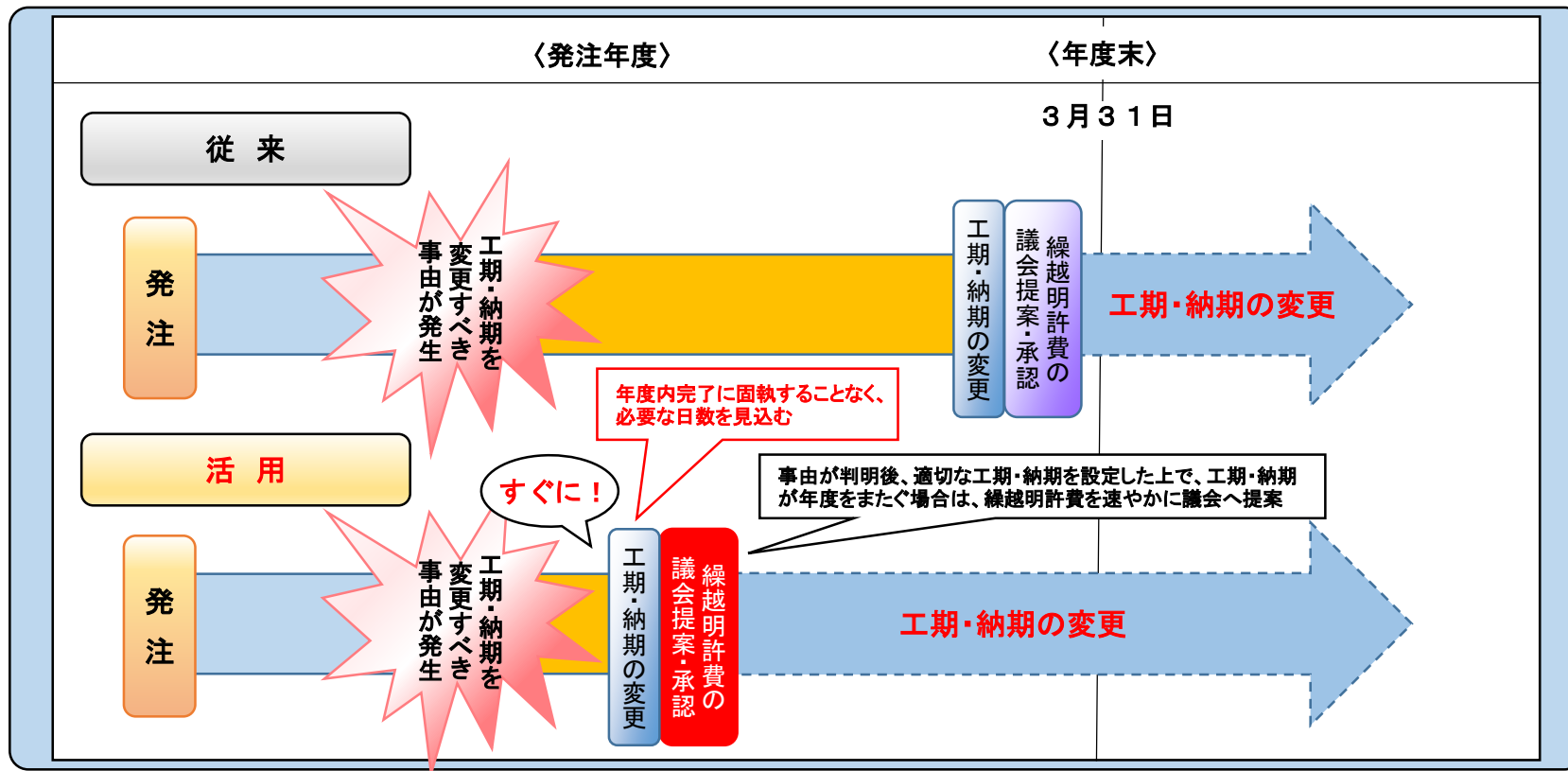
（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

平準化に関する地方自治制度②

繰越明許費

- 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することができる制度。年度末間際の繰越手続や工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めの議会上程をするなどにより、適切な工期・納期の設定が可能。



○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（繰越明許費）

第二百三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。